○海上保安庁告示第百六十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年八月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度二五分東経一四〇度、北緯四一度三五分東経一三六度四〇分、北緯三八度五五分東経一三七度三〇分、北緯三八度五五分東経一四〇度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年八月五日から平成二十三年八月二十七日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三十一号（平成二十三年八月五日発行）、二管区水路通報第三十号（平成二十三年七月二十九日発行）、九管区水路通報第二十九号（平成二十三年七月二十九日発行）

○関東地方整備局告示第三百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　住所の変更

変更前	東京都渋谷区代々木一丁目58番10号
変更後	東京都渋谷区代々木一丁目60番5号

(2)　変更年月日

平成二十三年七月四日

○中国地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月四日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　出雲都市計画道路事業七・五・七号神門通り線

三　事業施行期間　自平成二十三年八月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県出雲市大社町杵築南字川端、字鹿城山、字鹿蔵山及び字馬場地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

八月二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

歯科口腔保健の推進に関する法律

議案送付

八月二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知

八月二日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

歯科口腔保健の推進に関する法律案

質問書提出

八月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国国民が韓国の法的手続きに従って竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問主意書（浅野貴博提出）

児童虐待防止対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

答弁書受領

八月二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出高齢者の災害関連死に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出液状化被害に対する国の支援に関する質問に対する答弁書

通知書受領

八月二日内閣から衆議院議員小野寺五典提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年八月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院

議事日程

八月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十号

平成二十三年八月三日（水曜日）

午前十時開議

第一　東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

八月二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一三号）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八九号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第八八号）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八九号）

議案付託

八月二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第八八号）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八九号）

総務委員会に付託

通知書受領

八月二日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

歯科口腔保健の推進に関する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

歯科口腔保健の推進に関する法律